

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規） ＜うち、木材加工流通施設等の整備＞

【平成25年度概算決定額 1,612,164(0)千円の内数】

事業のポイント

- 木材の需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用を推進するため、競争力のある木材産地の形成と地域材製品の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等を整備し、木材産業の構造改革を推進します。

（最近の木材をめぐる状況）

- ・ 国産材のみを扱う製材工場は約4,400工場（平成22年）あり、一工場当たりの平均素材入荷量は約2,100m³と小規模な工場（75kw未満）が約7割となっています。
- ・ 「公共建築物木材利用促進法」に基づき、木材の適切な供給の確保が必要となっています。

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年までに47%拡大
1,900万m³（23年）→ 2,800万m³（27年）
このうち、本メニューでは、年間3万m³以上の地域材利用量の増加

＜内容＞

品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給を行う場合や、中小工場と中核工場などの連携により地域材製品の安定供給に取り組む場合に必要となる木材加工流通施設等（製材機械、乾燥機など）の整備を支援します。

＜交付率＞

定額（1／2、1／3）

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等

＜事業実施期間＞

平成25年度～29年度（5年間）

[担当課：林野庁木材産業課]